

子ども・子育て支援新制度に係る国の会議状況について

1 子ども・子育て会議 11回開催（平成26年1月15日まで）

(1)基本指針【概ね確定】

- ①子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ②教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

※今後、内閣府告示予定

(2)保育の必要性（検討中）

〈方針決定〉

- ・保育短時間利用の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。
 - ・現行、就労時間の下限を「1か月当たり48～64時間以上」以外に設定している市町村においては、新基準移行後、新たな保育所を増やすなどの対応が必要となることを踏まえ、適用を最長10年間猶予する経過措置を設ける。（※本市は、60時間以上）
 - ・保育の必要性の事由（就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DVのおそれ、育児休業取得時の保育利用児の継続利用が必要等）
- 【附帯意見】 保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たって

〈概ね調整済〉

- ・区分、保育必要量
 - ①保育標準時間の就労時間の下限は一週当たり30時間を基本とする。
 - ②保育量の区分を「標準時間利用」「短時間利用」の2区分とする。
 - ・「保育標準時間利用」：現行制度における保育所の開所時間1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間とする。
 - ・「保育短時間利用」：原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間とすることを基本とする。
- 【(参考) 教育標準時間：教育課程に係る教育時間は4時間を標準とすること】

〈主な検討事項〉

- ・保育必要量については、公定価格の議論と並行して検討を行う。
- ・障害児等の優先枠 ・ 認定方法等（簡素化、事前手続き等）
- ・利用調整（優先利用、広域、年度途中等）

(3) 確認制度（検討中）・・・市町村が対象施設・事業として給付による財政支援の対象とすることを、運営基準により確認する

〈概ね調整済〉

- ・施設、事業者からの申請に基づき、市町村が確認し給付による財政支援を行う。
- ・市町村が1～3号認定ごとの利用定員を定め、給付対象を確認し、給付費を支払う。

1号：3～5歳・幼児期の学校教育のみ

2号：3～5歳、保育の必要性あり

3号：0～2歳、保育の必要性あり

- ・国が定める基準（従うべき、参酌すべき）を踏まえ、市町村が教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の条例を策定する。
- ・利用定員は保育時間の区分をせずに設定する。
- ・施設型給付及び委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上とする。（幼稚園は最低利用定員を設けない）

〈主な検討事項〉

- ・利用定員の設定（定員、年度途中の変動、保育量との関連、定員割れ・超過等）
- ・情報公表の仕組み

・認可定員：設置認可で許可を得た人数

・利用定員：実際の施設の利用者の状況を反映したもの

2 子ども・子育て会議基準検討部会 12回開催（平成26年1月15日まで）

(1) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準（検討中）

学級編成、職員配置、施設面積、開園時間 等

(2) 地域型保育事業の認可基準（検討中）

各類型ごとの職員数、資格要件、設備、面積基準 等

(3) 地域子ども・子育て支援事業（検討中）

- ①利用者支援（情報提供、助言 等）、②地域子育て支援拠点事業（量と質）、
- ③妊婦健診（望ましい基準の制定）、④乳児家庭全戸訪問事業（早期訪問、里帰り出産 等）、
- ⑤養育支援訪問事業（対象範囲、訪問者の資質確保 等）、
- ⑥子育て短期支援事業（運営のあり方）、
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（実施しやすいような工夫）、
- ⑧一時預かり（事業類型、人員配置 等）、⑨延長保育事業、
- ⑩病児・病後児保育事業（量的拡大、利用手続き 等）、
- ⑪放課後児童クラブ（従事者の資格、人数 等）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（支援のあり方）

(4) 確認制度（検討中）

利用開始基準、管理運営等に関する基準 等

(5) 公定価格（検討中）

・算定にあたっての基本的な考え方 ・公定価格の骨格（算定構造） ・特例給付 等

(6) その他（検討中） 利用者負担（所得階層の区分及び決定方法、多子軽減の取扱い 等）